

広報かさま お知らせ版



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所
笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111
岩間地区から TEL0299(37)6611

㊦県政モニターを募集

県政モニターは、県民参加の県政を推進するため、モニターの方のご意見を県の施策に役立てていこうとする制度です。

21年度から22年度までの2か年間に活動していただくモニターを募集しています。県政に関心があり、熱意のある方のご応募をお待ちしています。

活動内容 県政に対する意見や提案の提出
アンケート調査への協力
モニター研修会等への参加

任期 2年間（平成23年3月末日まで）

募集人数 50名

応募資格

- (1) 県内にお住まいの20歳以上の方
- (2) 常勤の公務員、議会の議員でない方
- (3) 国・市町村のモニター及びインターネットモニターと兼務にならない方
- (4) 過去5年間に県政モニターを経験していない方

活動にあたって

意見の提出やアンケート調査協力に対する謝礼はありません。ただし、研修会等に出席された際には、交通費相当額を県で負担します。県政モニターの方へは、県民グラフ誌「フォトいばらき」等の県政情報を定期的に送付します。

応募方法

「県政モニター応募用紙」に所定事項を記入の上、下記あてに郵送・FAX・電子メール・電子申請のいずれかの方法で応募してください。応募用紙は県のホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/koho/public/monitor/bosyu.html>)からもダウンロードできます。

応募期限 2月27日(金) (当日消印有効)

申・問

茨城県広報広聴課 県政モニター担当
〒310-8555 水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-2123 FAX 029-301-2168
Eメール koho2@pref.ibaraki.lg.jp

㊦長寿社会・私の主張等コンクールの作品を募集

ねんりんピック北海道の開催にあたり、下記のとおり作品を募集します。

○長寿社会・私の主張

内容 高齢者の積極的な健康づくりなど、生活を豊かで明るくいきいきとすることに関する意見、主張。

応募資格

昭和25年4月1日以前生まれの方

枚数 縦書きA4サイズ

400字詰め原稿用紙5枚以内
ワープロ原稿は20字×20字の縦書き

副賞 最高10万円

○長寿社会・小学生作文

内容 祖父や祖母等との交流を通じて学んだことや思ったこと。

応募資格

平成21年4月現在、小学1～6年生の児童

枚数 縦書き400字詰め原稿用紙3枚以内
ワープロ原稿は20字×20字の縦書き

副賞 最高3万円相当の図書カード

○長寿社会・小学生の絵

内容 祖父や祖母等がいきいきと活動している姿。

応募資格

平成21年4月現在、小学1～6年生の児童

規格 画用紙四つ切り(540mm×381mm)

副賞 最高3万円相当の図書カード

※応募締切は4月30日(木)当日消印有効。
※詳しい募集要綱については、下記へお問い合わせください。

申・問

(財)長寿社会開発センター
「長寿社会・私の主張」等コンクール事務局
〒105-8446 東京都港区虎ノ門3-8-21
虎ノ門33森ビル8階
TEL 03-5470-6753 (企画振興部)
<http://www.nenrin.or.jp/>

「市民センターいわま」について

岩間支所庁舎は、1階に岩間支所・子育て支援センター、2階に岩間図書館・ボランティアセンター、3階に岩間公民館を備えた複合施設として生まれ変わりました。施設の名称も皆さんからの公募により「市民センターいわま」に決定しました。

【お知らせ】

- ①自動車の登録手続きは確実に
- ②遺児養育手当を支給
- ③第3回市民ウォークラリー大会を開催
- ④県立中央病院市民公開講座を開催
- ⑤市有地を一般競争入札で売却します
- ⑥友部駅南北駅前広場工事のお知らせ
- ⑦犬を飼われている皆さんへ
- ⑧消費生活講演会を開催
- ⑨こんなコトバにご注意
- ⑩県歯科医学会公開講座を開催⑪テレビ受信者支援センターを開所
- ⑫鳥類飼養状況調査にご協力ください
- ⑬入れ歯のリサイクルにご協力ください

【募集】

- ⑭家庭生活支援員を募集
- ⑮公民館「パソコン教室」の受講生を募集
- ⑯いばらき女性特派員を募集
- ⑰アイススケート教室の参加者を募集
- ⑱「ランチビュッフェで会いましょう」の参加者を募集
- ⑲広報かさま・ホームページに掲載する有料広告を募集
- ⑳1・2級建設機械施工技術検定試験のご案内
- ㉑男女共同参画人材バンクへの登録者を募集
- ㉒手作り石けん講習会の参加者を募集
- ㉓県政モニターを募集
- ㉔長寿社会・私の主張等コンクールの作品を募集

①自動車の登録手続きは確実に

自動車を下取りに出したり、解体処分をしたのに、その自動車の納税通知書が届いたことはありませんか。

自動車税は、毎年4月1日の登録名義人に課税されます。自動車を他人に譲ったり、使用をやめたときには、**必ず関東運輸局茨城運輸支局(Tel 050-5540-2017)で登録手続き**をしてください。業者などに手続きを依頼した場合は、確実に行われたか確認してください。手続きをしないと、いつまでも自動車税が課税されるなどトラブルの原因となります。

自動車の登録事項に変更が生じたときは、確実に迅速に手続きをしてください。

また、自動車税の納期限は毎年5月末日となっています。納期限を過ぎても未納のときは、滞納処分(差押等)が行われる場合がありますので、納付忘れにご注意ください。

問 県水戸県税事務所 収税第二課
TEL 029-221-6768

②遺児養育手当を支給

笠間市社会福祉協議会では、共同募金配分事業のひとつとして、遺児養育手当を支給します。

対象者 本市に居住し、父母または父か母と死別した義務教育終了前児童(中学3年生まで)の保護者

支給期間 平成20年4月1日から対象

申込方法

申請方式になりますので、該当する方は笠間市社会福祉協議会各支所へ、遺児の戸籍謄本、養育者の世帯全員の住民票を添えて来所願います。その際、印鑑をご持参ください。

支給額 遺児1人につき、月額2,000円

申込期限 2月27日(金)

申・問

笠間市社会福祉協議会
本所・友部支所 TEL 0296-77-0730
笠間支所 TEL 0296-73-0084
岩間支所 TEL 0299-45-7889